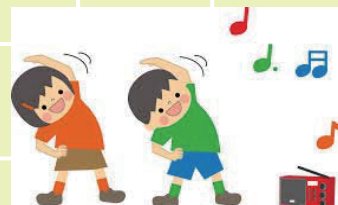
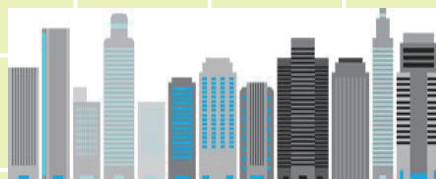
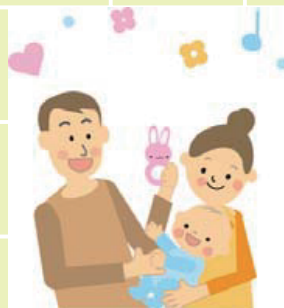


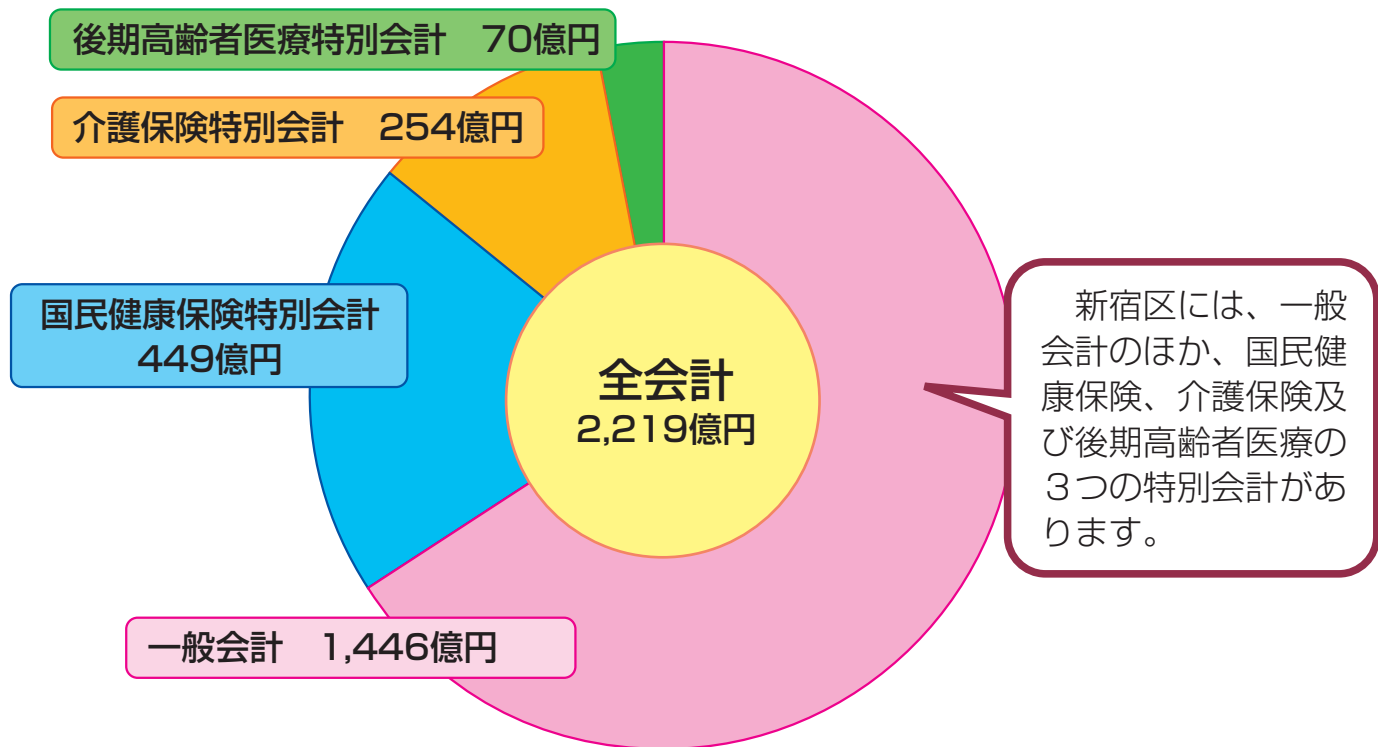
新宿区の財政



平成29年3月

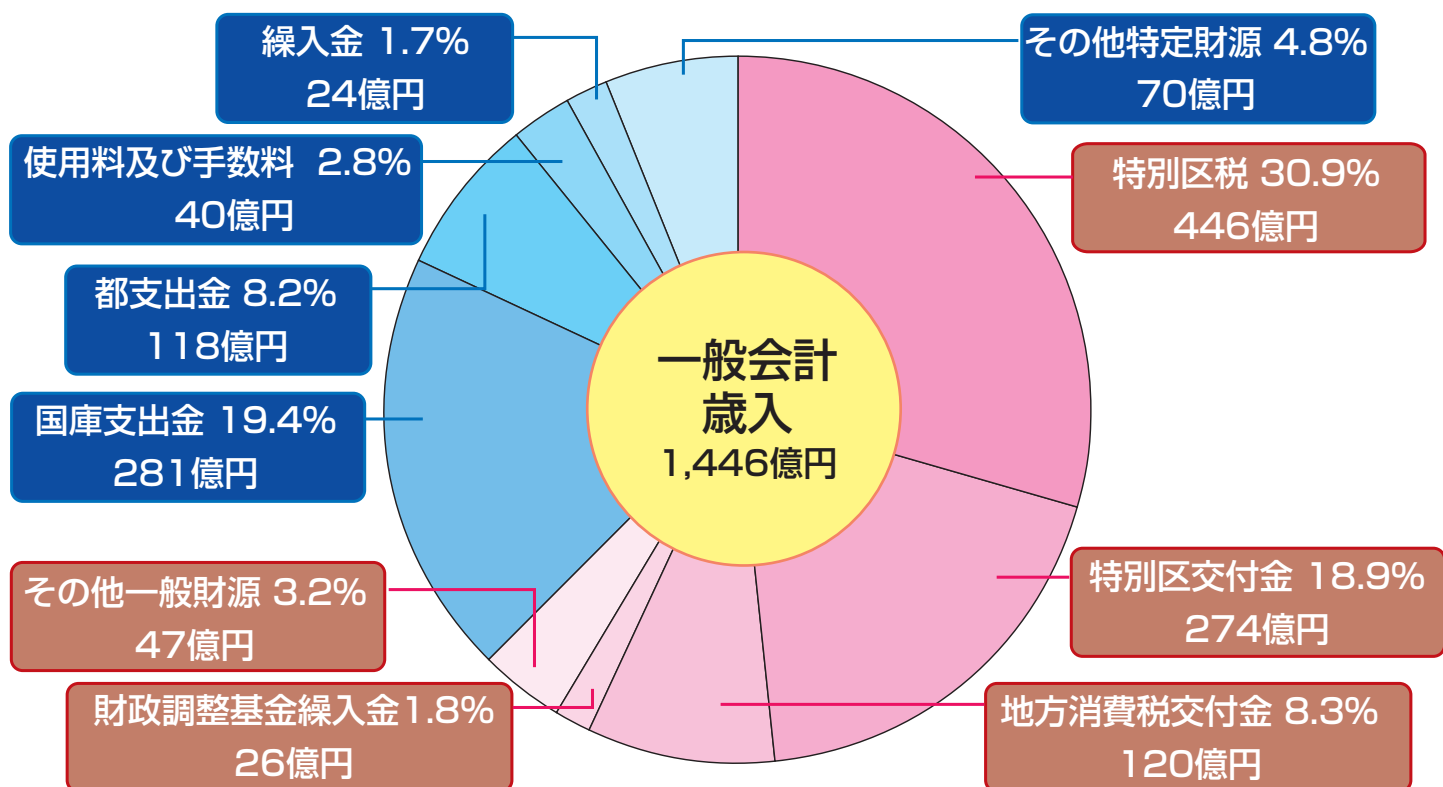
I 財政規模 平成29年度当初予算

1 会計区分



2 収入と支出

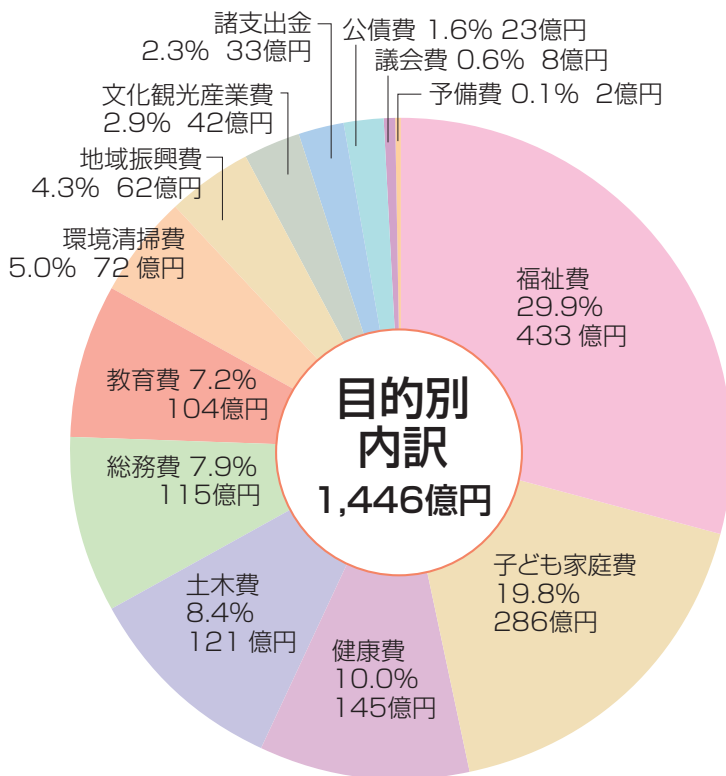
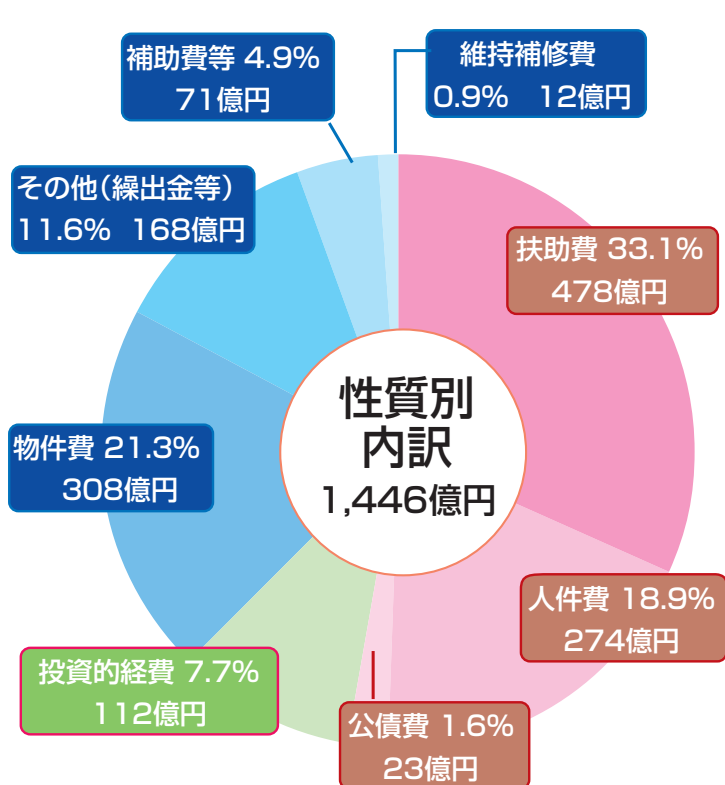
収入の内訳 平成29年度一般会計当初予算(歳入)



(注) 一般財源・・・使い道が特定されず、どのような経費にも使用できる財源
特定財源・・・使い道が特定されている財源 (国や都の支出金や使用料・手数料など)

支出の内訳

平成29年度一般会計当初予算(歳出)

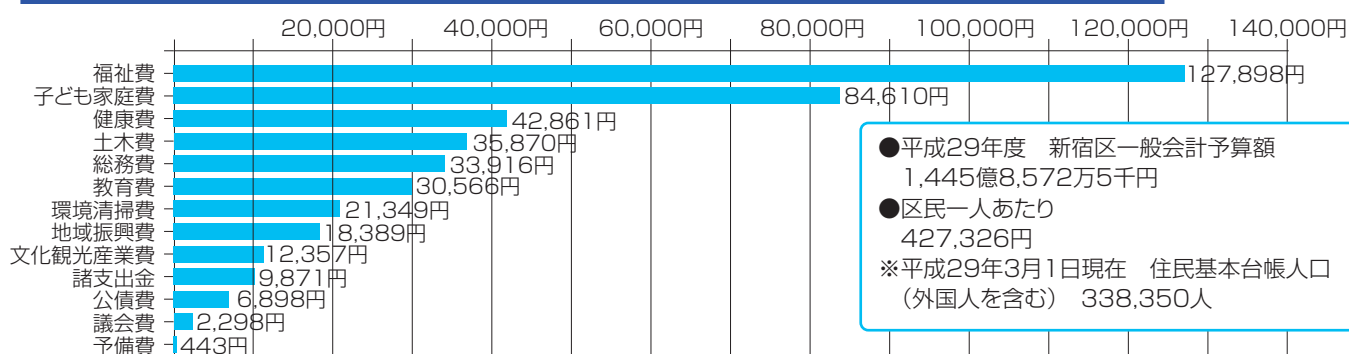


(注) **義務的経費**・・・支出が義務づけられた経費で扶助費、人件費、公債費
投資的経費・・・保育所の整備、介護保険施設の整備、道路整備等に要する経費
一般事業費・・・上記以外の経費

歳出予算(目的別) 1万円あたりの内訳

福祉費 障害者・高齢者の福祉、生活保護などに 2,993円	子ども家庭費 児童の福祉、子どもの支援などに 1,980円	健康費 健康診断や保健所の事業などに 1,003円	土木費 道路、公園、都市計画などに 839円	総務費 庁舎管理や防災、選挙などに 794円
教育費 小・中学校、図書館などに 715円	環境清掃費 環境保護、清掃、リサイクルなどに 500円	地域振興費 区民施設の運営、地域振興などに 430円	文化観光産業費 文化・観光・商工振興などに 289円	諸支出金 区の貯金(基金)の積立などに 231円
公債費 区の借金(区債)の返済に 162円	議会費 区議会の運営に 54円	予備費 予算の不足に備えるために 10円	合 計 10,000円	

歳出予算(目的別) 区民一人あたりの内訳



●平成29年度 新宿区一般会計予算額
1,445億8,572万5千円
●区民一人あたり
427,326円
※平成29年3月1日現在 住民基本台帳人口
(外国人を含む) 338,350人

Ⅱ 都区財政調整制度について

23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であることから、区域全体としての行政の一体性・統一性を確保するために、都が消防や上下水道など市町村事務の一部を行っています。

このため、

- ① 23区と東京都の間では、通常、市町村の収入となっている固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を都が徴収し、23区と都で財源を分け合う特別な制度がとられています。
 - ② また、この特別な制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。
- この二つ(①、②)の機能をあわせ持った制度が都区財政調整制度です。

新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。(平成27年度一般会計歳入決算、1,437億円のうち都区財政調整交付金292億円、20.3%)

23区と東京都の都区間の配分割合は、55(区)：45(都)となっています。

**都の財源
(45%)**

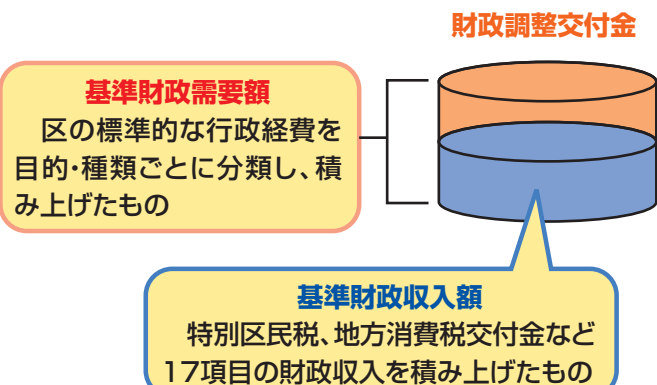
7,961億円

都が行う大都市
事務に充当

※上下水道や消防など

財政調整交付金の計算方法(普通交付金)

財政調整交付金＝基準財政需要額－基準財政収入額



※財政調整交付金のうち95%が普通交付金、5%は特別交付金として災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

法人住民税の一部国税化について

国は、「地方創生」を実現するという名目のもと、都市と地方の税源偏在の是正を進めており、地方財源である法人住民税の一部を国税化し、消費税率10%段階において国税化を拡大する法改正をしています。

しかし、地方自治体の必要財源は、自治体間での税の調整ではなく、国がその財源を保障するという本来の責務を果たすべきです。

このことから、新宿区を含む特別区は国に対し、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する、法人住民税の一部国税化を早期に見直すことを要望しています。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ(都区財政調整制度のページ)からご覧になれます。

新宿区ホームページアドレス <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

A 区

**財政調整交付金
983億円**

**基準財政需要額
1,565億円**

**基準財政収入額
582億円**

[※28年度当初算定]

財政調整の原資:1兆7,692億円
固定資産税・市町村民税法人分・特別土地保有税



23区の財源
(55%)



※26年度精算額
25億円含む

23区へ
配分

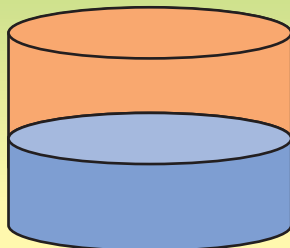
95% : 普通交付金
5% : 特別交付金

※特別交付金は災害等の特別な需要のある場合に交付

新宿区

財政調整交付金
255億円

基準財政需要額
757億円

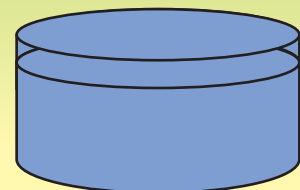


基準財政収入額
502億円

W 区

財政調整交付金
—

基準財政需要額
568億円



基準財政収入額
723億円

※平成28年8月時点での普通交付金算定見込

Ⅲ 財政状況

1 平成27年度一般会計決算と区財政の健全度

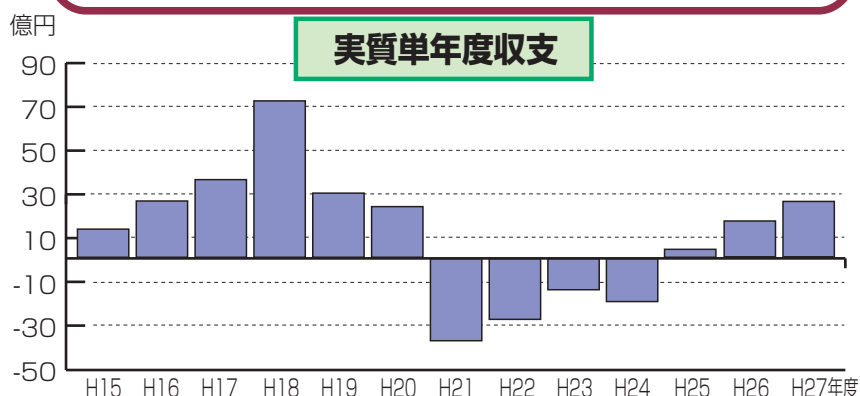
一般会計決算

区 分		決 算 額 (百万円)	対 前 年 度 増 減 率 (%)
歳入総額	A	143,709	3.3
歳出総額	B	139,392	3.2
歳入歳出差引額 (A)－(B)	C	4,318	7.5
翌年度に繰り 越すべき財源	D	73	
実質収支 (C)－(D)	E	4,245	10.4
単年度収支	F	400	
財政調整基金積立金	G	2,285	15.0
繰上償還金	H	0	
財政調整基金 とりぐすし額	I	0	皆減
実質単年度収支 (F)＋(G)＋(H)－(I)	J	2,684	

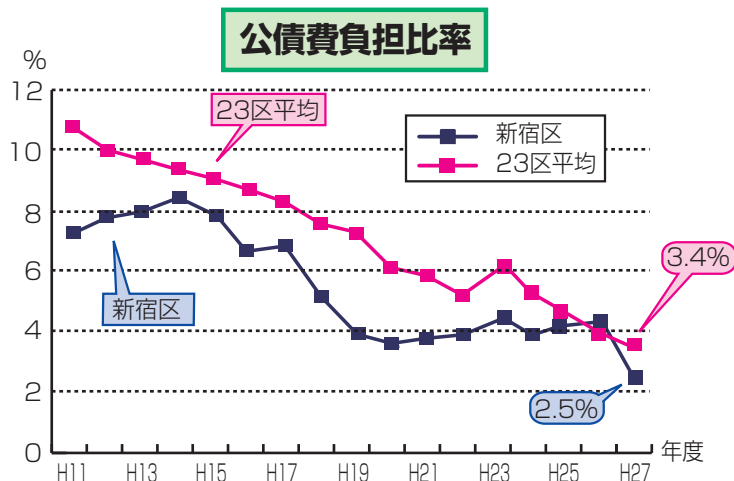
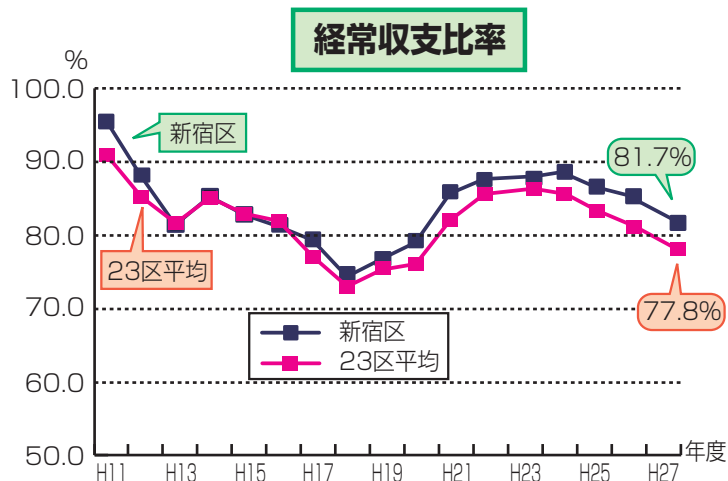
※項目毎に四捨五入しているため、差引が合わない項目があります。

歳入面では、雇用・所得環境の改善などにより特別区民税が増となったほか、地方消費税交付金などの一般財源が増となりました。

歳出面では、投資的経費や扶助費が増となったものの、満期一括償還方式による区債の償還がなかったこと等による公債費の減などにより、財政調整基金の取崩し額を皆減とし、実質単年度収支が3年連続で黒字となりました。



実質単年度収支は、年度間の財源の調整を目的に設けられている財政調整基金(区の貯金)の積立て・取崩しを全く行わないものとして算出した歳入決算額と歳出決算額との差し引きをしたものです。赤字の年度は、財政調整基金を取り崩して財政運営を行った年度となります。新宿区では3年連続で黒字(プラス)となりました。



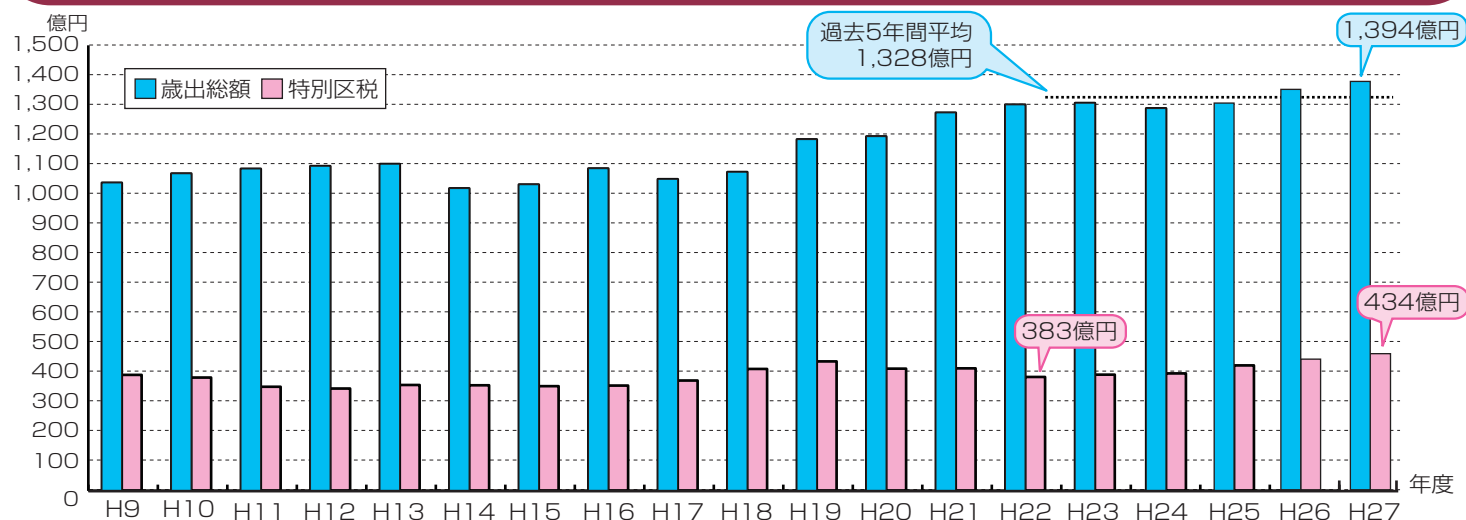
経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標で、70～80%が適正水準とされています。新宿区は、81.7%(23区平均77.8%)で23区中低い方から18番目となっています。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。新宿区は、公債費負担比率が2.5%(23区平均3.4%)で、23区中低い方から9番目となっています。

2 財政規模(歳出)と区税収入

区の一般会計の財政規模(支出)の平成23年度～27年度の過去5年間平均は、約1,328億円で、平成27年度は、1,394億円となっています。

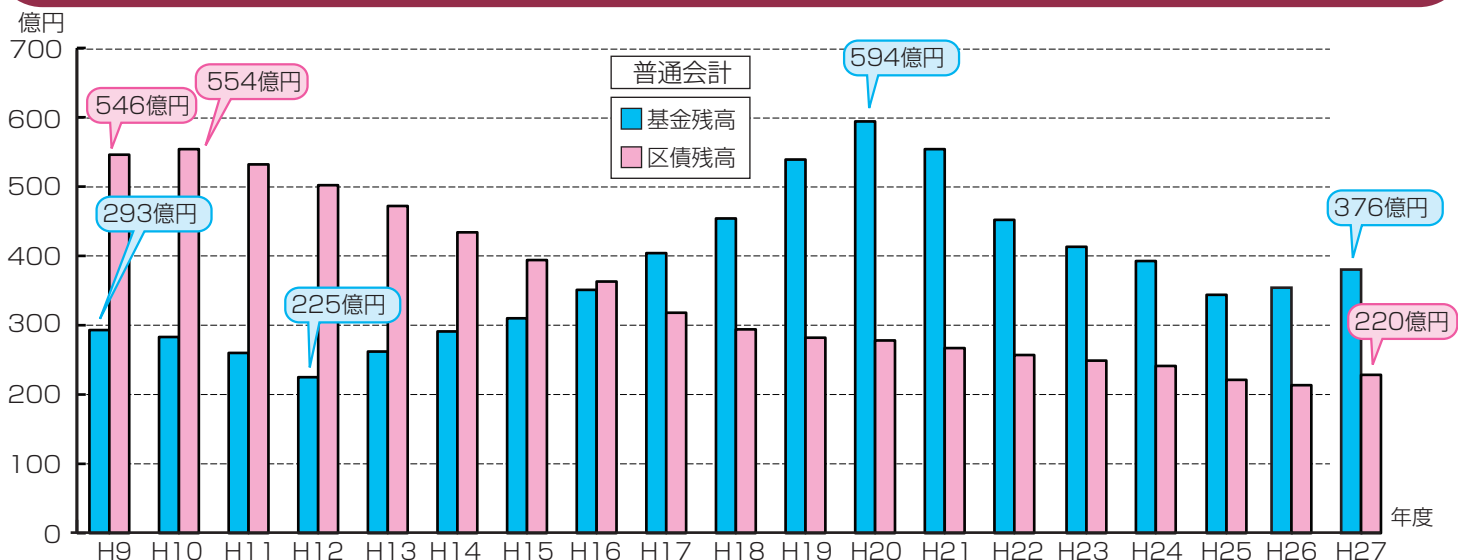
一方、特別区税収入は、平成22年度には383億円まで落ち込みましたが、27年度は前年度に比べ10億円増の434億円となりました。



3 区債(起債)と基金の残高

区債は、小・中学校や道路などの公共施設整備や区民税の減税補填のための借入金です。この借入金は、平成10年度で554億円ありましたが、27年度では220億円(23区平均224億円、23区中低い方から14番目)まで減少しています。

一方、区の貯金にあたる基金の残高は、平成9年度では293億円となって、区債残高を下回り、その後12年度では225億円にまで落ち込みましたが、年々回復し20年度では594億円となりました。しかし、21年度以降、一般財源の大きな減収による財政調整基金の取崩し等から基金残高は減少し、基金全体の残高は25年度末で平成20年度末の約56%にまで減少しました。27年度は前年度に比べ40億円増の376億円(23区平均698億円、23区中高い方から19番目)となっています。



Ⅳ 平成27年度財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、自治体財政の健全度を測る4つの指標（健全化判断比率）が定められています。健全化判断比率は、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされています。

平成27年度決算に基づき算定した新宿区の比率は、以下の通りです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	△ 2.9	—
(実質赤字比率はありません)	(連結実質赤字比率はありません)		(将来負担比率はありません)
早期健全化基準 11.25%	早期健全化基準 16.25%	早期健全化基準 25.0%	早期健全化基準 350.0%
財政再生基準 20.00%	財政再生基準 30.00%	財政再生基準 35.0%	

平成20年度から各地方公共団体に公表が義務づけられた財政状況を示す4指標について、国が定めるすべての基準を下まわっています。

早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条の規定に基づき、「早期健全化基準」の数値以上の場合は、財政健全化計画を定め、自主的な財政再建が求められています。

財政再生基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条の規定に基づき、「財政再生基準」の数値以上の場合は、財政再生計画を定めることが義務づけられています。



新宿区長
吉住 健一

このパンフレットは、新宿区の財政状況について、区民の皆様にご覧いただき、ご理解をいただくことを目的に作成しました。

平成29年度予算は、編成の基本方針を「未来を切り拓き、次の10年を展望する新たな総合計画の実行性を担保するため、厳格な財政規律のもと、その足場を固める予算」と位置付け編成いたしました。

次の世代が夢と希望を持って生活できる、持続的に発展し続ける新しい新宿のまちを目指し、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、区民生活に根ざした施策の着実な推進に全力で取り組みます。

平成29年3月

「新宿力」とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

平成29年3月発行

編集発行:新宿区総合政策部財政課 新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区ホームページアドレス <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

電話(03)5273-4049(ダイヤルイン)

FAX (03)3209-1178